

回 (年度)	問 題
第70回 (令和 2年)	<p>問1 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)までの間に答えなさい。</p> <p>[設例]</p> <p>被相続人甲は、令和元年8月1日に死亡した。相続人は、子A、子B、子Cの3人であり、被相続人甲の死亡事実は死亡日において知った。</p> <p>被相続人甲の財産は、居住用の宅地及び家屋5,000万円、預貯金4,000万円、有価証券3,000万円の合計1億2千万円であった。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかったことから、相続人は相続税法第55条の規定に基づき相続税の期限内申告を共同で行った。</p> <p>その後、次のように遺産分割の協議及び特別寄与料の額の協議が成立した。</p> <p>① 被相続人甲が、生前、居住の用に供していた宅地及び家屋は、Aが相続した。Aは、Aの配偶者Dと共に、その家屋で被相続人甲と同居していたが、相続税の申告期限以降も居住を継続している。</p> <p>② Aの配偶者Dは、被相続人甲と同居し、その療養看護を務めていたことから、相続開始後、相続人であるB及びCに対し寄与に応じた額の特別寄与料の支払いを請求し、700万円の特別寄与料の支払いを受けることとなった。</p> <p>③ B及びCは、預貯金及び有価証券を2分の1ずつ取得した。</p> <p>(1) Aが、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地について小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4）を適用するための手続について説明しなさい。</p> <p>(2) 相続税法に特別寄与料に係る規定が設けられている理由に触れつつ、Dの相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について説明しなさい。</p> <p>(3) 相続税法上、子B及び子Cの取ることができる申告等の手続について説明するとともに、子B及び子Cの課税価格の計算について説明しなさい。</p> <p>問2 次の設例に基づき、以下の間に答えなさい。</p> <p>[設例]</p> <p>Xは、平成20年4月に、Yに対し消費貸借契約に基づき金銭を貸し付けた。Xは、金銭債権の保全のためYが所有する土地Zに抵当権を設定した。令和2年8月に、Yは、土地Zの譲渡をもって代物弁済を行い、Xは、Yに対して有する金銭債権の残額（代物弁済直前の額）を消滅させた。</p> <p>[問]</p> <p>代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合について、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。</p>